

保育士の配置基準の見直しを求める意見書

急速な少子化が進む中、安心して子どもを産み育てることのできる社会を実現するためには、子どもの健やかな成長を支える質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が重要である。

現在、保育現場では、日々、未来を担う子どもの健やかな育ちを願い、それぞれの保育士が懸命に取り組んでいる。また、通常業務に加えて、新型コロナウイルス感染症予防に努めるべく、保育現場では徹底した衛生管理を行っており、こうした業務も常態化している。

このように、保育士は過重な労働環境に置かれており、精神的・肉体的な負担が大きくなっているため、早期離職者や、保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない者も多く、保育士の確保と定着が喫緊の課題となっている。

こうした中、保育士の処遇については、近年、公定価格への加算等により、一定の充実が図られてはいるが、国の保育士配置基準については、53年前に改善があったものの、特に4・5歳児クラスは74年前から見直しされておらず、多様な保育ニーズに対応できていない状況にある。

コロナ禍において、今まで以上に保育士が子どもや保護者と丁寧に関わることが求められており、業務が多忙化する中で、保育サービスの担い手を確保するためにも、保育士の配置基準の見直しを行う必要がある。

よって、国におかれては、保育士確保に加えて、保育士の配置基準を見直すとともに、必要な財源を十分に確保するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年3月14日

大 和 市 議 会